**コラム****⑥　協同組合の運営原則**

**第２原則　組合員による民主的管理**

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ10億人を超えます。ICAは1995年に「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を出し、協同組合の定義・価値・原則を示しました。

協同組合原則の第２原則では、組合員が協同組合を民主的に管理することを確認し、組合員が政策立案や意思決定に積極的に参加することの必要性を述べています。

【一人一票】

株式会社の議決権が出資額に基づく「一株一票」を基本とするのに対して、協同組合では、組合員は出資額の多寡にかかわらず平等の議決権（一人一票）を持ちます。これは、人と人との結合体である協同組合の、株式会社との根本的な違いであり、一人一人が人として同じように尊重されるという、協同組合の基本的な考え方を体現しています。このことは、協同組合の「定義」でも「民主的に管理する事業体」として規定され、また、「価値」においても「民主主義」「平等」として規定されており、声明のなかで繰り返し強調されていることがわかります。

協同組合が大きくなると、総会や総代会で運営の基本方針を決め、日常の運営を代表として選出された役員が行なうようになりますが、協同組合はあくまで組合員のものであり、役員は、特定の組合員の利害ではなく「すべての組合員に対して」責任を負います。

【議論・参画】

組合員は、役員選出や総会・総代会での議論、議決に参加するだけでなく、生産部会や集落組織、青年・女性組織、各種委員会、コープ会などの組合員組織や懇談会などに積極的に参加し、話し合い、自分たちの意見を組合運営に反映させていくことが重要です。役職員の側も運営に関わる情報を組合員に公開し、協同組合の理念を伝え、組合員の議論の場や参画の機会を設けていくことが重要です。民主的運営は形をつくって足りるのではなく、それを大切なものと考え実現しようとする組合員と役職員の日々の努力のなかで実現するものだと言えます。

なお、民主的な意思決定のため、単位協同組合では組合員が一人一票の議決権を持ちますが、連合会においては、会員である協同組合の組合員数の違いを考慮した議決権配分を行うなど、組合員を基礎とする民主的な方法がとられる必要があり、そのこともこの原則では規定しています。

（2025国際協同組合年全国実行委員会　事務局

：一般社団法人　日本協同組合連携機構）